

# 経済産業省

平成18・09・05資第15号

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等についてを次のとおり定める。

平成18年11月7日

経済産業大臣 甘利 明

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分基準を下記のとおり定める。

## 記

### 第1 申請に対する処分 審査基準

- 1 法第9条第1項の規定に基づくエネルギー管理士免状の交付  
法第9条第1項の規定に基づくエネルギー管理士免状の交付は、エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和59年通商産業省令第15号。以下「試験規則」という。）第4条及び第6条の規定に基づき行うものであり、更に具体的な基準を定めることが困難であるため、審査基準は作成しない。
- 2 法第9条第1項第2号の規定に基づくエネルギー管理士試験に合格した者と同等以上の学識及び経験を有している者の認定  
法第9条第1項第2号の規定に基づくエネルギー管理士試験に合格した者と同等以上の学識及び経験を有している者の認定は、試験規則第2条に基づき行うものであり、更に具体的な基準を定めることが困難であるため、審査基準は作成しない。
- 3 法第10条第2項の規定に基づく指定試験機関の指定  
法第10条第2項の規定に基づく指定試験機関の指定は、法第22条及び第23条の規定に基づき行うものであるが、法第23条第1号に規定する「試験

事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること」とは、当該計画において、受験者数の実績の推移から当該年度の受験者数を想定した上で、年1回以上の試験の回数及びそのスケジュール、合理的な会場の数、試験を実施するに足りる人員等の体制等が定められていることをいう。また、同条第2号に規定する「試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎があること」とは、当該計画に基づいて継続的に試験事務を行い、安定した試験の実施を保証する資産等を有することをいい、同号に規定する「試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる技術的能力があること」とは、当該計画に従って試験を実施するための試験会場を準備できること、適切な試験問題を作成するための検討委員会等を設置できること、個々の職員の知識経験を超えて組織自体にも当該計画を適確に実施できるだけのノウハウがあること等をいう。さらに、同条第4号中「その業務を行うことによって試験事務が不公正になるおそれがないものであること」とは、試験の準備講習会等を実施する場合であっても、それを実施する部門と試験を実施する部門とが形式的にも実質的にも分離していることをいうものとする。

4 法第13条第1項第1号（第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定講習機関の指定

法第13条第1項第1号（第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定講習機関の指定は、法第36条第2項において準用する法第22条及び第23条の規定に基づき行うものであるが、その基準については、3を準用するものとする。

5 法第20条第1項の規定に基づく登録調査機関の登録

法第20条第1項の規定に基づく登録調査機関の登録の基準は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律第20条第1項の登録の審査基準」（平成18・07・24資第23号）のとおりとする。

6 法第24条第1項（第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定試験機関の試験事務規程の認可及びその変更認可

法第24条第1項（第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定試験機関の試験事務規程の認可及びその変更認可は、試験規則第36条各号に掲げる事項について、当該指定試験機関の試験事務が適正かつ確実に行われると認められるときに行うものとする。

7 法第25条の規定に基づく指定試験機関の試験事務の休廃止の許可

法第25条の規定に基づく指定試験機関の試験事務の休廃止の許可は、引き続き当該指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせた場合、試験の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められるとともに、国又は新たに指定試験機関として指定される者が休廃止する試験事務を実施する場合（新たに指定試験機関として指定される者が試験事務を実施する場合は、現に指定されている指定試験機関が法第32条の規定により指定を取り消される場合に限る。）、当該試験事務が適正かつ確実に実施するのに十分な時間的余裕が認められるときに行う。

- 8 法第26条第1項（第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定試験機関の事業計画等の認可及びその変更認可
- 法第26条第1項（第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定試験機関の事業計画等の認可及びその変更認可は、事業計画及び収支予算が以下の方針に基づき整理されており、当該事業計画及び収支予算に基づく試験事務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに行うものとする。
- ① 事業計画
- 試験を年1回以上、想定する受験者数に応じた合理的な数の会場で実施するものとし、事業計画には、以下の事項を記載するものとする。
- イ 試験の時期
- ロ 試験の実施会場数
- ② 収支予算
- 収支予算は以下のとおり整理することとし、その積算が事業計画に応じて合理的であるものとする。
- イ 収入と支出の部に整理すること。
- ロ 収入の部は受験手数料収入、その他の収入及びこれらの合計に整理すること。
- ハ 支出の部は、事業費、管理費及びこれらの合計に整理すること。
- 9 法第27条の規定に基づく指定試験機関の役員を選任及び解任の認可
- 法第27条の規定に基づく指定試験機関の役員を選任及び解任の認可は、以下の要件に該当するときに行うものとする。
- ① 役員を選任しようとする者が、試験事務規程に違反するおそれ、又は試験事務に関し著しく不適当な行為を行うおそれがなく、試験事務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないことが認められること。
- ② 役員を解任しようとする者が、役員を解任されても、試験事務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないことが認められること。

## 第2 不利益処分

- 1 法第16条第5項に基づく第一種特定事業者に対する命令
- 法第16条第5項に基づく第一種特定事業者に対する命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を定めることが困難であるため、基準は作成しない。
- 2 法第24条第3項（第36条第2項において準用する場合を含む。）に基づく指定試験機関に対する試験事務規程の変更に係る命令
- 法第24条第3項（第36条第2項において準用する場合を含む。）に基づく指定試験機関に対する試験事務規程の変更に係る命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を定めることが困難であるため、基準は作成しない。
- 3 法第28条に基づく指定試験機関に対する役員解任に係る命令
- 法第28条に基づく指定試験機関に対する役員解任に係る命令については、

同条に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を定めることが困難であるため、基準は作成しない。

4 法第31条第1項（第36条第2項及び第51条において準用する場合を含む。）に基づく指定試験機関に対する適合命令

法第31条第1項（第36条第2項及び第51条において準用する場合を含む。）に基づく指定試験機関に対する適合命令は、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を定めることが困難であるため、基準は作成しない。

5 法第31条第2項（第36条第2項において準用する場合を含む。）に基づく指定試験機関に対する試験事務に関し監督上必要な命令

法第31条第2項（第36条第2項において準用する場合を含む。）に基づく指定試験機関に対する試験事務に関し監督上必要な命令は、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を定めることが困難であるため、基準は作成しない。

6 法第32条第1項（第36条第2項において準用する場合を含む。）に基づく指定の取消し

法第32条第1項（第36条第2項において準用する場合を含む。）に基づく指定の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を定めることが困難であるため、基準は作成しない。

7 法第32条第2項（第36条第2項において準用する場合を含む。）に基づく指定の取消し又は試験事務の全部若しくは一部の停止命令

法第32条第2項（第36条第2項において準用する場合を含む。）に基づく指定の取消し又は試験事務の全部若しくは一部の停止命令は、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を定めることが困難であるため、基準は作成しない。

8 法第48条に基づく登録調査機関に対する改善命令

法第48条に基づく登録調査機関に対する改善命令は、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を定めることが困難であるため、基準は作成しない。

9 法第49条に基づく登録の取消し又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止命令

法第49条に基づく登録の取消し又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止命令については、同条に命令の基準が規定されているところであるが、同条第2号に規定する「第43条第3項の規定に違反したとき。」とは、具体的には以下の要件に該当するときのことをいう。

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号。以下「施行規則」という。）第32条各号に掲げる者が設置している工場について確認調査を行った場合は、法第49条に基づき登録の取消し又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止命令を行うことができる。ここで、施行規則第32条第5号に掲げる者には、確認調査に加えてエネルギーの使用

の合理化についてのコンサルタント等のサービス（ESCO事業を含む。）を行っている登録調査機関から、当該コンサルタント等のサービスを受けている事業者を含むものとする。ただし、当該登録調査機関が、業務規程等に以下の点を遵守することを明確に規定している場合にあつては、この限りでない。

- ① エネルギーの使用の合理化についてのコンサルタント等のサービスが、確認調査の結果に影響を及ぼすものでないこと。
- ② 施行規則第27条第5号に掲げる確認調査部門とエネルギーの使用の合理化についてのコンサルタント等のサービスを行う部門が、経理的及び組織的並びに権限関係において分離していること。
- ③ 施行規則第27条第7号に掲げる確認調査部門管理者と確認調査部門の業務に従事する者が、エネルギーの使用の合理化についてのコンサルタント等のサービスを行う部門の責任者及びその業務に従事する者を兼任しないこと。
- ④ 確認調査とエネルギーの使用の合理化についてのコンサルタント等のサービスについて、同時に営業活動を行わないこと。
- ⑤ 自社のエネルギーの使用の合理化についてのコンサルタント等のサービスを受けることが、確認調査の結果に有利になるわけではないことを十分に説明すること。

#### 10 法第64条第3項に基づく特定荷主に対する命令

法第64条第3項に基づく特定荷主に対する命令は、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を定めることが困難であるため、基準は作成しない。

#### 11 法第79条第3項に基づく製造事業者等に対する性能の向上に係る命令

法第79条第3項に基づく製造事業者等に対する性能の向上に係る命令は、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を定めることが困難であるため、基準は作成しない。

#### 12 法第81条第3項に基づく製造事業者等に対する表示に係る命令

法第81条第3項に基づく製造事業者等に対する表示に係る命令は、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を定めることが困難であるため、基準は作成しない。

### 附 則

この訓令は、平成18年11月7日から施行する。

なお、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成16年10月1日付け平成16・09・24総第2号）は、廃止する。